



: 居住誘導区域外
 ※第2回変更(令和5年3月31日)において居住誘導区域に設定しないこととし、一般居住区域に設定した範囲です。

誘導区域図
(1 / 27)

- 行政区域
 - 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 都市機能誘導区域**
 - 中心拠点
 - 地域拠点
 - 居住誘導区域**
 - 都市居住区域
 - 公共交通沿線居住区域
 - 居住環境形成区域
 - その他の市街化区域**
 - 一般居住区域
 - その他の市街化区域
- ※その他の市街化区域は、都市計画区域、土砂災害警戒区域、各種用途地域、土砂災害特別警戒区域、都市計画区域外(市街化区域)に指定されている区域、及び地区を別と工業地帯、都市運動公園。

0 50 100 200m
 1:2500
 この地図は、国土院の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図(1/2500, 1/10,000)を複製したものである。
 (承認番号)平成29年09月21日岩手県庁令第98号